

第10章

インド

内国民待遇

電気通信に関するローカルコンテンツ要求等

<措置の概要>

2011年4月、インド電気通信規制庁(TRAI)は、電気通信機器製造業の育成と競争力強化を図るための政策提言書を通信IT省電気通信局(DoT)に対して勧告した。その内容には以下のような措置を含んでいた。

- ①国産品に対する優遇措置（国産比率を明示した製品に対する市場での優遇措置、政府から免許交付を受けた者は輸入品より国産品を優先する義務を負う等）の導入
- ②内国税に関する輸入品と国産品の競争条件の調整

その後、通信IT省情報通信技術局(DIT)が、TRAIの勧告の考え方を踏まえ、より一般的な電子機器を対象とした国内製造促進政策の検討を行い、2012年2月、電子機器の国内製造製品優遇に関する通知(The Preferential Market Access: PMA)を发出し、官報掲載を行った。通知内容はTRAIによる勧告から修正がなされ、例えば以下のような措置をとることとされている。

- ①安全保障上重要性を有する電子機器及びその政府調達について、関係省庁は、告示において国内製造製品の調達割合（最低30%以上）及び付加価値基準を明示する。
- ②個々の省庁は、本政策への適合に対する適切なインセンティブ・ペナルティを明示する。

本通知は、通信機器を含む電子機器の政府調達等全体に適用される総則的な通知として位置づけられ、DoTを含む関係省庁が、それぞれの所掌分野における対象機関、機器、調達割合（最低30%以上）及び付加価値基準を具体的に告示する予定とされていた。そのような状況において、2012年10月にDoTは、通信機器の政府調達における国内製造製品優遇に関する通知を发出した。さらに、2012年11月には通信IT省エレクトロニクスIT局(DeitY(2012年、DITから改組))が、電子機器の政府調達における同様の通知を发出した。当該通知は政府調達を対象にしたものであるが、DoTは、民間通信事業者が調達する安全保障上重要性を有する通信機器についての国内製造製品優遇に関する通知の検討を進め、2013年1月には同通知案についてパブリックコメントを行った。

<国際ルール上の問題点>

今後、関係省庁によって通知どおりに施策が実施された場合、本政策による電子機器のローカルコンテンツ要求はGATT及びTRIMs協定の内国民待遇に違反する可能性がある。また、DITの通知は、その背景において安全保障を強調しており、安全保障上の必要性はケースバイケースでインド政府により判断されるとしているが、GATT第21条のいずれの条項に該当するのか不明であり、同条に基づく正当化は困難と考えられる。

<最近の動き>

2011年12月の内閣総理大臣とインド首相との会談でも本件につき申し入れを行い、2012年4月の日印閣僚級経済対話においても日本側から見直

しの要請を行った。また、2013 年 2 月には、経済産業大臣よりインド通信 IT 大臣に対して再考を要請した。各国産業界等からも勧告内容を問題視する旨の書簡を発出している。WTO では、2012 年 5 月、同年 10 月、2013 年 4 月の TRIMs 委員会において、米国・EU とともに繰り返し懸念の表明を行った。

2013 年 11 月、経済産業省商務情報政策局と DeitY など日印の官民が参加した IT エレクトロニクスに関する日印合同作業部会において、日本側から見直しを要求した。

2013 年 12 月、DeitY から通知が公表され、国産品に対する優遇措置は政府調達にだけ適用され、民間部門の取引には適用されないことが確認された。2014 年 10 月、2 回目となる日印合同作業部会の場で、DeitY より、対象となるのは政府調達の中でも中央政府が行う調達のみで、州政府の調達は除くとの報告を受けたが、引き続き、今後の見直しや運用を注視する必要がある。また DoT の所管分野で民間取引への適用が除外されるかについても注視する必要がある。

関 税

(1) 高関税品目

***本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。**

<措置の概要>

現行の非農産品の単純平均譲許税率は 34.5% である。

インド政府は、(1) 基本関税率 (実行税率) を ASEAN レベルに引き下げる、(2) 最終製品には 10%、原材料・部品には 5%~7.5% を適用する関税体系への移行を目標に掲げ、2003 年度以降、継続して基本関税率の引き下げを行っている。2007 年 1 月に、特定の資本財や部品・原材料の一部について

関税引き下げを実施し、自動車部品や電気部品、機械類等多くの部品の基本関税率を 7.5% に引き下げた。更に、同年 3 月には、農産品を除く基本的にすべての譲許品目の最高基本関税率を原則 12.5% から 10% に引き下げた。この一連の措置により、一部の部品・原材料を除いては、インド政府の目標がほぼ達成されたと見られ、自由貿易の促進の観点から一定の評価を行うことができる。

一方、非農産品の譲許率は 70.5% であり、非譲許品目としては乗用車 (実行税率: 100~125%)、衣類 (平均実行税率 14.1%) 等の高関税品目が存在している。繊維製品はインドの競争力、国際的水準から見ても高く設定されている。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済の効率性を高める WTO 協定の精神に照らし、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

また、譲許率が低いことや実行税率が譲許税率を下回って乖離があることは、WTO 協定上問題はないが、当局による恣意的な実行税率操作を可能とするため、予見可能性を高める観点から、非譲許品目は譲許されること、また、譲許税率が引き下げられることが望ましい。

<最近の動き>

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の削減・撤廃を含む市場アクセスの改善について交渉が行われている (最新の状況については資料編を参照)。

また、日インド EPA は、2011 年 2 月に署名が行われ、同年 8 月に発効した、我が国から輸出する自動車部品 (生産用部品) や鉄鋼製品等の関税が協定発効後 5~10 年間で撤廃される等、市場アクセスの改善が図られる。

(2) 輸入品への特別追加関税の導入

<措置の概要>

インドでは上記の実行税率が課される「基本関税」の他に、「相殺関税 (追加関税)」、「特別追

加関税」、「教育目的税」を加えた総額が税関で徴収される。2013年12月時点において、輸入評価額(C.I.F. 価格+荷揚げ費用)が100、基本関税率10%、追加関税率12%、教育目的税率3%、特別追加関税4%の場合、評価額100に対する関税総

額は最終的に29.44と、通常、WTO等の国際交渉の場でインド政府が対外的に提示している実行税率と比較して高水準となっている。なお、関税の具体的な算出方法は以下のとおり。

<図表 I - 10> 関税率計算方法(評価額を100、基本関税率10%とした場合)

項目	税率	金額(税額)	計算内容
評価額(CIF価格+荷揚げ費用)		100	
基本関税	10%	10	100×10%
	(小計)	110(A)	輸入額+基本関税
追加関税*	12.5%	13.75	(A)×12%
	(小計)	123.75(B)	(A)+追加関税
教育目的税	3%	0.712	税額分小計×3% <(123.75-100)×0.03>
	(小計)	124.462(C)	(B)+教育目的税
特別追加関税	4%	4.978	(C)×4%
	合計	129.44	(C)+特別追加関税
実行関税率(%)		29.44	

*※部品・原材料で輸入し国内で製造加工する場合⇒国内製造品の物品税から相殺(追加)関税+特別追加関税(計18.728)が控除可能。

(出典:JETRO 地域別情報より)

<国際ルール上の問題点>

上記のとおり、インドがウルグアイ・ラウンドにおいて合意した非農産品の単純平均譲許税率は34.6%となっている一方、「基本関税」の税率は原則10%であり、平均譲許税率を下回っている。「基本関税」に着目すれば、その税率が個別品目について譲許税率を下回る限りGATT第2条に整合的と考えられる。他方、「特別追加関税」や「教育目的税」は、GATT第2条1項(b)に規定されている「通常の関税」又は「その他の租税又は課徴金」に該当すると考えられる。前者に該当する場合は、少なくともITA(情報技術協定)により関税撤廃を約束した製品については譲許約束を超える課税となる。また後者に該当する場合は、譲許表への記載が必要であるにもかかわらず、実際にはこれらはインドの譲許表に記載されていないことから同じく譲許約束違反となる。このため、いずれに該当するにせよ、「特別追加関税」及び「教育目的税」

はGATT第2条に違反する可能性がある。

また、インド政府は、2007年5月に開催されたWTO対インドTPRにおいて、「特別追加関税は内国税であり、付加価値税や中央売上税を相殺するためのもの」、更に「輸入品に2回賦課する教育目的税のうち、1回目の税は内国税で2回目は関税である」等の回答を行っているところ、内国税として分類される場合はGATT第2条ではなく内国民待遇を規定したGATT第3条の対象となる。この点、我が国産業界からは、「輸入時に特別追加関税を支払った輸入品であってもインド国内の流通段階において付加価値税や中央売上税は賦課される」との実態が報告されており、「特別追加関税」及び「教育目的税」はGATT第3条に違反する可能性がある。

<最近の動き>

本件については、累次日インドEPA交渉等の政

府間協議の場を通じて、特別追加関税を含む関税制度について、WTO 協定整合的かつ透明性の高い制度へ改善するよう、インド政府に対して求めてきた。特別追加関税の還付制度については、還付申請条件が厳格過ぎる上、手続の詳細も不明である等の問題点が指摘されてきたところ、2008年11月に、申請条件の緩和が発表された。しかしながら、新条件が導入された後も、「実際に還付が受けられた」事例は少数に留まっており、更なる制度の改善が求められている。

2009年には我が国より次官級レベルも含め制度改善の働きかけを、また民間ベースでも日印経済合同委員会等を通じインド政府側に働きかけを行ったところ、インド側より還付申請済みの特別追加関税について、速やかに還付する旨の返答があった。

また、2010年2月より、完成品として製品が梱包された状態で輸入される場合、当該品への特別追加関税(4%)が控除されることになり、繊維製品、携帯電話機、腕時計については、加工せず小売することを条件に、梱包なしでも免税を受けられることとなった。しかし、こうした措置を導入後、税関当局は完成品の輸入に対する監視を強めており、特に、MRP(最高小売価格)や輸入年月を記載したラベルの個別商品への貼り付けが徹底されたため、ラベル不備の貨物が通関時に留め置かれるケースが多発している。こうしたことから、今後のインド側の対応について注視し、引き続き制度の改善について働きかけを行う必要がある。

なお、本件に関しては米国が WTO パネル設置要請を行っており、2008年7月、パネルは、米国がインドの措置の GATT 第2条2項違反を立証できていないとして、米国の申立てを退ける判断を下した。米国はパネル報告を不服として上級委員会に上訴を申し立てしていたところ(我が国も第三国として参加)、2008年10月上級委員会は、特別追加関税について、「同種の国産品に課せられる関連内国税を超えて課税するかがり」、GATT 第2条1項(b)に違反すると「思慮」すると判示したものの、左記に関する事実認定がパネルにより行われていないことから、当該措置の是正勧告は行われなかった。

<参考1：特別追加関税の還付制度の概要>

インド政府・財務省は2007年9月14日、インドへの輸入品に課せられる一律4%の特別追加関税(Additional Duty of Custom)の還付に関する通達(Notification No.102/2007)を発表した(同通達については、

<http://www.cbec.gov.in/customs/cs-act/notifications/notfnns-2k7/cs102-2k7.htm> 参照)。

同通達は即日発効(同日以降に通関されるすべての輸入品に適用)され、以下の条件・手続を踏んで輸入された製品(基本的に完成品のみ)については、支払った特別追加関税額の事後還付が受けられることが記載されている。

- (1) 輸入者は、通関時に一旦、特別追加関税を含むすべての関税(基本関税、相殺関税、特別追加関税、及び教育目的税)を支払う必要がある。
- (2) 輸入者は、当該輸入製品を販売する際に発行するインボイスの中で、当該製品が投入税控除の対象(インプットクレジットが受けられる部品・原材料など)ではないことを示す必要がある(注)。
- (3) 輸入者は当該製品の国内販売に係る、付加価値税(VAT)、州販売税、中央販売税(CST)などをすべて支払わなければならない。
- (4) 輸入者は、当該製品を輸入した港の税関当局に対し、以下3種類の書類を添付して、特別追加関税の還付申請を行うことができる。
 - a. 当該輸入品に対する特別追加関税の支払いを証明する書類
 - b. 当該輸入品の国内販売に係るインボイス
 - c. 当該輸入品の国内販売に際して発生したVATその他販売税の支払証明書類
- (5) 税関当局によって上記の要件を満たしていると判断された還付申請に対して、支払済みの特別追加関税相当額が輸入者に還付される

(注) 中央付加価値税法のCENVATクレジット規則(2004年)は、製造業者に対し、自社の製造品に係る物品税総額から、当該製造品に使用した部品に対して支払った物品税額(追加関税、特別追加関税を含む)を「インプットクレ

ジット」として控除した上で、税務当局に納税することを認めている。

＜参考2：物品・サービス税＞

インド政府は、2006年度政府予算案のなかで、2010年4月から中央政府・州政府の間接税を整理・統合し、物品・サービス税（GST：Goods and Service Tax）へ一本化することを発表した。これを受けて、2009年11月には、州財務大臣グループ委員会がディスカッション・ペーパーを提示、さらに同年末には第13次財務委員会報告書が大統領に提出されるなど、インド国内で活発な議論が展開されている。しかしながら、GST導入の前提となる憲法修正や各州政府との調整に長期間を要すること等を理由に、GSTの導入が当初予定から大幅に遅れるとの報道も多くみられ、インド国内情勢には不透明な点も多い。特に特別追加関税については、州財務大臣グループ委員会のディスカッション・ペーパーがGSTの導入に伴い同税を撤廃することを提案している一方、第13次財務委員会報告書では特別追加関税について言及がなされていない等、引き続き、インド国内の議論の動向を注視することが必要となっている。

（3）IT製品に対する関税引き上げ

＜措置の概要＞

2016年3月、インド政府は、自国のWTO協定譲許表において無税としている一部のIT製品（HS8517.62.90及び8517.69.90の通信機器）について、行政通達により10%の関税引き上げ措置を導入した。

＜国際ルール上の問題点＞

インドは、1996年のITA（情報技術製品の貿易に関する閣僚宣言）に基づき、同国のWTO協定譲許表において、当該IT製品の譲許税率を無税と定めている。しかしながら、実際は、2014年の通達において、8517項に分類される、IP電話等の特定4品目の無税措置を撤回し、うちインド政府から許可を受けた通信機器についてはその対象から除外されていたものの、2016年の通達によって当該除

外措置も撤回された。また、同年のMFN関税率表において、HS8517.62.90及び8517.69.90に10%の関税を賦課する旨記載されており、譲許税率を超える関税は免除されると規定するGATT第2条に違反する可能性が高い。

＜最近の動き＞

我が国は、2016年4月、米EUと共同でIT製品の関税引き上げ措置に関するインド政府の通達に対する共同質問票を提出した。同年WTO市場アクセス委員会、ITA委員会、物品貿易理事会において、本件の懸念を表明するとともに、インド政府に対して詳細な説明を要請した。

これに対し、2016年11月、インド政府は、日米EUの共同質問票に対して、「新たな技術により生まれた製品であり、ITAで約束した関税撤廃対象ではない」旨回答した。

我が国としては、引き続き本件に対して懸念を有しており、インドに対して明確な説明を求めていく。

輸入制限措置

最低輸入価格制度（MIP）

＜措置の概要＞

インド政府は、2016年2月5日、HSコードベースで173の鉄鋼製品に対し、最低輸入価格（Minimum Import Price：MIP）を設定し、当該MIPを下回る鉄鋼製品についてインド国内への輸入を禁止・制限する措置を6ヶ月間の時限措置として導入した。

MIPは6ヶ月間の時限措置であったが、インド政府は、2016年8月、対象品目を66品目に縮小して措置を2ヶ月間延長し、同年10月、措置を2ヶ月間再延長した（対象品目は変更なし）。その後、同年12月に対象品目を19品目に縮小し、措置をさらに2か月間延長した。

＜国際ルール上の問題点＞

最低輸入価格制度は、輸入数量制限の一般的廃止を規定した GATT 第 11 条に違反する可能性が高い。

＜最近の動き＞

我が国は、MIP 導入の直後から、インド政府に対し、本件への懸念を伝達し措置の撤回を求めてきたが、状況が改善されなかった。我が国は、産業界による要望も踏まえ、2016 年 12 月 20 日、WTO 協定に基づく二国間協議要請を行った。

その後、インド政府は MIP の延長を措置せず、MIP は適用期限である 2017 年 2 月 4 日をもって廃止された。

アンチ・ダンピング

(1) 日本製熱延鋼板及び厚板に対する AD 措置、日本製冷延鋼板に対する AD 措置

＜措置の概要＞

2016 年 4 月、インド政府は、中国、日本、ロシア、韓国、ブラジル、インドネシア産の熱延コイル及び熱延厚板、中国、日本、韓国、ウクライナ産冷延鋼板を対象として、AD 調査を開始した。2016 年 8 月、それぞれ仮決定が行われた。

＜国際ルール上の問題点＞

いずれの調査においても、調査対象産品（熱延コイル及び熱延厚板、冷延鋼板）として、物理的特性、使用目的、価格帯などが異なる幅広い産品が含まれている。調査対象産品に幅広い産品が含まれる場合、いずれの対象産品がいずれの国内産品に量的及び价格的に影響を及ぼしているのかを検証することが困難となる。インド当局の仮決定では、損害の決定に当たって、幅広い調査対象産品がいかなる国内の同種の産品に量的効果、価格効果を与

えたのかが具体的に考慮されておらず、AD 協定第 3.1 条、第 3.2 条との整合性に疑問がある。

また、仮決定では、参照価格を定め、その価格と調査対象産品の輸出価格との差額を暫定 AD 税として賦課するとしている。しかしながら、その参照価格の算定根拠が明らかにされておらず、実際に賦課される暫定 AD 税が、輸出者又は生産者ごとのダンピングマージンを超えないものとなっているかどうか不明である。「いずれかの産品についてダンピング防止税を課する場合には、ダンピング防止税については、ダンピングされ、かつ、損害を与えていると認定された産品の輸入につき、それぞれの場合において適正な額を無差別に徴収する。」とする AD 協定第 9.2 条及び「ダンピング防止税の額は、第二条の規定に基づいて定められるダンピングの価格差に相当する額を超えるものであってはならない。」とする AD 協定第 9.3 条との整合性に疑問がある。

＜最近の動き＞

2016 年 10 月及び 2017 年 1 月に行われたインド当局主催の公聴会に日本政府として参加し、本件調査が、上記のような国際ルールに違反する可能性があることを指摘し、インド政府に対し慎重な調査を行うことを求めた。また、2016 年 10 月の AD 委員会において、上記のような国際ルール上の問題点について指摘した。我が国としては、本件調査の最終決定が WTO 協定整合的に行われるよう、引き続き注視していく。

(2) 日本製レゾルシンに対する AD 措置

＜措置の概要＞

2016 年 10 月、インド政府は、日本、中国産レゾルシンを対象として AD 調査を開始した。

＜国際ルール上の問題点＞

AD 協定第 6.5 条や WTO 上級委員会の先例¹によれば、調査当局は、秘密情報（confidential information）を提供する利害関係人に対して、そ

¹ Appellate Body, *EC - Fasteners*, para542-544 (WT/DS397/AB/R)

の概要がわかるような秘密情報を含まない要約 (non-confidential summary) を提出するよう求めなければならない。また、当該利害関係人は、その情報を要約することが出来ない場合には、その理由を説明しなければならない。そして、調査当局も、利害関係人から示された理由が、要約を提出しないことが許される例外的な場合に当たるかどうかを検証しなければならない。本件では、いくつかの重要な情報について、調査申請者が秘密情報を含まない要約を提出せず、要約を提出しない理由も明らかにしないまま、秘密情報と取り扱われており、AD協定に違反するおそれがある。

また、AD協定2.2条は、構成価格を「原産国における生産費に管理費、販売経費、一般的な経費及び利潤としての妥当な額を加えたもの」と規定している。本件では、調査申請者のレゾルシンの製造過程及び製造費用は、日本の輸出企業のそれらとは異なるにもかかわらず、調査申請者が自らの製造費用を用いてダンピングマージンを計算している点などが、AD協定に違反するおそれがある。

さらに、AD協定5.2条は「関連する証拠によって裏付けられない単なる主張は、この5.2に定める要件を満たすために十分なものとみなすことができない。」と規定しているが、損害マージンや、因果関係の認定など、調査申請における多くの部分で証拠による裏付けができていない疑いがあり、AD協定に違反するおそれがある。

<最近の動き>

2017年2月、我が国はインド政府に対し政府意見書を提出し、上記のような国際ルール上の問題点について指摘した。我が国としては、本件調査の最終決定がWTO協定整合的に行われるよう、引き続き注視していく。

補助金

食料安全保障法

<措置の概要>

インドでは、2013年9月に生産者より買い取った穀物を政府が安価な値段で貧困層に配給する穀物配給プログラムである食料安全保障法が成立した。これは、貧困層への食料供給をより安定させることを目的として、米・小麦・雑穀を毎月5kgまで3ルピー/kg、2ルピー/kg、1ルピー/kgの低価格での購入を可能とするものである。Antyodaya Anna Yojana (2000年12月25日に中央政府によって発せられたスキーム) のスキーム下で認められる全家庭のうち、農村部では全人口に対する最大75%、都市部では最大50%の人口に値する全ての家庭となっている。インド政府によれば、現行の配給プログラムの下での必要穀物量が5,637万トンであるのに対し、新制度では6,143万トンであるとされており、国内助成の増加が見込まれる。

<国際ルール上の問題点>

食料安全保障法による配給プログラムの拡大に際して、行政価格で必要な穀物の買入を行えば、農業協定では生産者向けの価格支持政策とされ、削減対象となる国内助成に当たる。2014年9月にインドは、国内助成について農業協定第18条で規定された農業委員会への通報を2004年度から2010年度までの分について行ったが、その期間に公的備蓄制度に関する支出が57億米ドルから138億米ドルへ増加したほか、政府による穀物買入量もコメが2,470万トンから3,420万トンへ、小麦が1,680万トンから2,250万トンへ急増。こうした対策に関する国内助成は2010年度までデミニミス（農産物生産額の10%）の範囲で収まっているため、助成合計量（AMS）はゼロではあるものの、本法の施行によるさらなる国内助成額の増加も懸念される。今後の国内支持通報の内容やWTOでの約束水準との関係について、注視していく必要がある。

<最近の動き>

2013 年 12 月の第 9 回 WTO 閣僚会議において、途上国が食料安全保障目的に公的備蓄制度を行う場合、その国内支持が WTO 農業協定上の国内助成削減約束義務に違反しても、加盟国は紛争処理に持ち込むことを自制する旨を暫定的な措置として合意した。また、インドの求めに応じ、2014 年 11 月 27 日の WTO 一般理事会において、暫定的な措置が恒久的な解決案が採択されるまで存続すること及びその解決案を 2015 年末までに採択するよう最大限努力することで合意した。しかし、この解決案の採択に向けた議論には進展が見られず、2015 年 12 月の第 10 回 WTO 閣僚会議においては、農業委員会特別会合で議論を続けていくことが確認された。恒久的な解決案に向けた議論が国内支持の規律に与える影響に留意しつつ、注視していく必要がある。2016 年 6 月から全ての州で施行との報道があるが、一部の州・直轄地では実施されていない（合計 32 の州・地域で実施中）。

セーフガード

熱延鋼板に対するセーフガード措置

<措置の概要>

インド政府は 2015 年 9 月 7 日、熱延鋼板に対するセーフガード調査を開始し、同年 9 月 9 日に暫定措置を発動する旨の決定を行い、2015 年 9 月 14 日から暫定措置による課税を開始した。暫定措置は最長 200 日間とされている。

2016 年 3 月 15 日、インド商工省セーフガード総局は熱延鋼板の輸入増加及び国内産業への損害のおそれ等を認定する最終答申を行い、これを受けて同年 3 月 29 日、インド財務省は、暫定措置の開始から起算して 2 年 6 か月間のセーフガード措置を発動する旨の官報告示を行った。

<国際ルール上の問題点>

GATT19 条 1 項(a)によれば、WTO 協定上のセーフガードの発動要件として、輸入の増加が「GATT に

基づいて負う義務の効果」として生じていることが必要であるが、インドの最終報告書において、GATT 上の譲許税率が 40%であるとの記載はあるものの、その義務の効果により輸入が増加したとの適切な認定がされていない。

また、日本はインドとの間に日本・インド包括的経済連携協定（日印 CEPA）を締結しており、当該品目の関税を引き下げている。しかし、日印 CEPA に基づく関税譲許の義務は、上記 GATT19 条 1 項(a)の規定する「GATT に基づいて負う義務」ではないため、WTO 協定上のセーフガードを発動するための調査において、日印 CEPA による関税譲許の効果として生じている輸入増加を考慮してはならないと考えられる。

さらに、インドの調査報告書において、中国の過剰生産やインド国内での需要増加等の事実を GATT19 条 1 項(a)に規定する「事情の予見されなかった発展」として認定しているが、これらの事実は単なる需給関係の変化であって予見の範囲内であるとされる。また、先例上、国産品と輸入品の競争条件について国産品にのみ不利な変更を生じさせるようなものでなければならないと解釈されているところ、インドの述べる事実は輸入品と国産品の双方に同じく影響し、国産品の競争条件に不利な変更を生じさせるものではないため、「事情の予見されなかった発展」には該当しないとされる。

以上のように、インド当局は上記発動要件を適切に認定しておらず、本暫定措置は GATT19 条 1 項(a)等に不整合であると考えられる。

<最近の動き>

我が国は、2015 年 9 月の調査開始以降、インドの本件措置に関し、意見書の提出及び公聴会への参加等を通じ WTO 協定への抵触の可能性を指摘してきた。しかしながら、本措置の撤廃の動きが見られなかったことから、2016 年 12 月、我が国はインドに対して WTO 協議要請を行った。

我が国としては、引き続き、インドの本措置への対応を注視しつつ必要な対応をしていく。

基準・認証制度

(1) 鉄鋼製品の強制規格

<措置の概要>

2008年9月、インド政府は、鉄鋼及び鉄鋼製品のファーストオーダー及び同セカンドオーダーを官報公示し、鉄鋼製品に対する強制規格を導入すると発表した。これにより、インドに輸入される鉄鋼製品については、施行日以降、鉄鋼製造事業者がインド工業規格（「BIS規格」、BIS=Bureau of Indian Standards）を取得し、規格適合性を確保することが求められることとなった。

これに基づき、ファーストオーダーに記載された棒鋼、線材等の6品目については、2008年9月から強制規格が施行されている。また、セカンドオーダーに記載された熱延鋼板、溶融亜鉛めっき鋼板、ブリキ、無方向性電磁鋼板、方向性電磁鋼板、厚板、一般構造用半製品等については、2012年9月、2013年3月、10月、2014年4月、7月、10月に順次強制規格が施行された。一部用途の製品は2013年8月より2年間適用免除となった一方で、2014年12月には、異形棒鋼等について、これまで強制規格の対象ではなかった品種が強制規格の対象となった。更に、2015年5月、インド政府はオーダー2015を官報公示し、16種類の鉄鋼製品に対する強制規格の導入を発表し、2016年に施行された他、2016年6月には、3種類のステンレス製品に対する強制規格の導入するオーダー2016を官報公示した。施行日については当初官報公示日から3ヵ月後とされたが2016年9月9日付官報において、施行日を官報告示日から180日後に変更。その後、2016年12月6日付官報において、施行日を官報告示日から242日後に変更としている。同年12月に施行された。

<国際ルール上の問題点>

インド政府は、本制度の政策目的を製品の安全及び品質の確保並びに環境の保護と説明している。しかしながら、これらの政策目的は、鉄鋼製品のような中間財への規制では達成することができず、

むしろ最終製品の安全規制により達成されるべきものであることから、本制度は不要と考えられる。したがって、本制度は、政策目的に照らして不必要に貿易制限的な規制である疑義があり、TBT協定第2.2条に違反する可能性がある。

<最近の動き>

2009年以降のTBT委員会で、日本、EU及び韓国より、本制度への懸念を繰り返し表明した。

2012年3月には、セカンドオーダーの施行時期を2012年9月とする旨の官報公示があった。これに対し、2012年7月、日本鉄鋼連盟からインド鉄鋼大臣、商工大臣宛に要望書を提出し、施行の延期及び規定の明確化を要望するとともに、同月開催されたインド鉄鋼大臣訪日時会の会談において、経済産業大臣政務官から懸念を表明した。これらの取り組みの結果、2012年9月には、熱延鋼板、方向性電磁鋼板、厚板等の施行時期が2013年3月31日に延期される旨官報公示があり、日本産業界が特に懸念していた、自動車用熱延鋼板等の輸入が急遽ストップする事態は回避された。

2012年9月以降もインド日本商工会、日本鉄鋼連盟および日本政府がインド鉄鋼省に対し、消費者の安全を確保するに足る国際的に認められた規格を有する鉄鋼製品の輸入、最終製品の規格によって消費者の安全が確保されるとインド政府が認める産業用途に使用される鉄鋼製品を強制規格対象から除外するよう求め、働きかけを継続している。セカンドオーダー2015については、日本鉄鋼連盟と日本政府からそれぞれインド政府へ懸念を表明するコメントを送付すると共に、TBT委員会の場やその他の二国間協議の場で働き掛けを行っている。

引き続き、本制度の運用を注視するとともに、両国間で協議を行う必要がある。

(2) 自動車タイヤに対する強制規格制度

<措置の概要>

2009年11月にインド政府は自動車タイヤの強制規格を発表した(2011年5月施行)。それまで、任意規格であった安全性の規格を強制規格化し、

輸入タイヤにも適用した。これにより、本強制規格においては、当該規格に適合せず BIS (Bureau of Indian Standards) マーク表示のない自動車タイヤの製造、輸入、販売目的の保管、販売、流通が禁止された。この自動車タイヤ規格は、世界的に広く採用されている国連の UN/ECE/1958 協定の自動車基準と異なるため、インドに自動車タイヤを輸出するためには、追加の対応が必要となった。

具体的には、本件におけるマーク費用は、BIS 規格マークを打刻している自動車タイヤ本数に基づき算定され、インド国外で販売される自動車タイヤについても BIS 規格マークが打刻されているものは全てマーク費用を支払わなければならない。更に、2015 年 3 月及び 11 月に BIS 認証に関連した製品の量産管理試験の頻度が大幅に変更され、項目や本数によっては試験頻度がこれまでの 8 倍以上となってしまうことが懸念されていた。

＜国際ルール上の問題点＞

本規制におけるマーク費用は、インド国外で販売される自動車タイヤについても支払わなければならないが、このようなマーク費用の算定についてインド側から合理的な説明は得られていない。そのため、適合性評価の手数料は実費相当額を考慮し、公平なものとする TBT 協定 5.2.5 条に違反する可能性がある。

＜最近の動き＞

2008 年 3 月以降の TBT 委員会において、制度の不透明性、認証取得のための十分な準備期間が付与されていないこと、経済活動に与える悪影響等について、我が国のほか、EU 及び韓国より懸念を表明してきた。直近では、上記のマーク費用の算定方法について TBT 委員会の場でインド側に改善を求めている。なお、量産管理試験の頻度については、2015 年の 3 月に試験頻度の大幅引き上げについて通達が行われて以降、業界団体からの BIS への意見提出や、TBT 委員会での要請を続けた結果、2016 年 7 月に新たな通達公表され、試験頻度が当初引き上げ予定の 6 分の 1 程度に緩和された。

引き続き、これらと同様の懸念を有する関係国と連携しつつ、当局間、または当局と産業界との

対話も活用しながら、本規制の改善を求めている。

（3）電気通信事業者の免許条件に係る規制強化

＜措置の概要＞

2010 年 3 月以降、インド政府は、情報通信におけるセキュリティ確保を理由として、「外国企業からの通信機器購入前のセキュリティ安全性確保」と題する通達を行い、インド国内の通信機器の調達に関する規制を公表した。2011 年 5 月に規制内容は一部緩和されたものの、引き続き、インドの通信事業者は、外国通信機器メーカーからの通信機器購入にあたり、インド国内の検査機関によるネットワークセキュリティの認証が義務づけられている。なお、本制度の施行時期は 2014 年 7 月の予定であったところ、2016 年 4 月まで施行時期が延期され、更に 2017 年 4 月 1 日まで再延期されているが、その他、セキュリティ要件等、措置の具体的内容は現時点では明らかでない。

＜国際ルール上の問題点＞

これら通達は、その内容に不明確な部分があるものの、インド国内の検査機関による検査の運用が、通信機器に対して特定のセキュリティ特性を要求するものであるとすれば、事実上政府等による機器の強制的な適合性評価となる可能性があり、インド政府は WTO へ通報する義務を負う可能性がある。

また、インド国内の検査機関から認証を受けた機器にのみネットワークに組み込み可能とする要件は、インド国外産品に対して不利な待遇を与えるものであり、GATT 第 3.4 条及び TBT 協定第 2.1 条の内国民待遇に違反している可能性がある。

＜最近の動き＞

2010 年以降、日米欧の産業界がインド政府宛てに連名で懸念を表明し、同年 10 月には、我が国産業界（4 団体）からインド政府宛に懸念を表明する旨の書簡を発出した。日本政府としても、同年 8 月の ASEAN+6 経済大臣会合（於ベトナム）や 10 月の東アジア首脳会議（於ベトナム）で経済産業大臣

から商工大臣に対し懸念を表明したほか、2012年4月の日印閣僚級経済対話においても日本側から善処を要請した。さらに、WTOの場でも、2010年11月以降のTBT委員会において、日米欧より本件について懸念を表明している。

我が国としては、本規制に対する詳細な内容について引き続き確認を求めるとともに、国際的なITセキュリティ制度との整合性を求めている。

(4) 電子・情報通信機器における強制規格の導入

<措置の概要>

インド政府（通信IT省）は2012年9月に、電子・情報通信機器の登録を義務化する法令「電子・情報技術製品（強制登録義務要求）規則2012」を公表し（TBT通報は同年10月に実施）、家電や電子機器15品目について、国内の安全基準に基づき事前の登録及び表示が義務付けられた（2013年7月には、対象品目に新たにプロジェクトが追加された）。本規制は2014年1月から完全施行されている。

インド政府は2014年11月、新たに15品目を本制度の対象とすることを官報で公表した。（施行日は2015年5月が予定されていたところ、8品目については施行が延期され、その後2016年6月に完全施行された）

現在、インド内外から非常に多数の製品について試験申請が行われているが、指定試験機関の資格停止処分や試験能力の不十分性により試験期間が長期化しており、また申請時に非常に多数の書類提出が求められている等の事情により、対象製品の登録が予定通り進まず、結果的に、インドへの対象製品の輸出が遅れる等の混乱が生じている。

<国際ルール上の問題点>

TBT協定第5.1.2条において、「適合性評価手続は、必要である以上に厳重であってはならない」とされている。しかしながら、本規制の登録手続では、非常に多数の書類提出が求められる等の過重な手続が課せられているが、なぜそのような過重な手続が必要であるのか、インド側から合理的

な理由説明はなされていない。したがって、本制度の政策目的に照らして必要以上に過重な適合性評価手続である疑義があり、本条に違反する可能性がある。

<最近の動き>

2016年6月の施行以降、資格認定試験機関の監査が頻繁に行われ、試験機関に対する資格停止処分が多く下されており、これにより、試験期間の長期化や、他試験所への試験振り替えによるサンプル、資料の再提出、試験費用の増加、試験期間の長期化につながっている。また、二次バッテリーおよびIT機器向けの適用規格の更新要求が2016年2月に発行されたが、移行期間が短いことに加え、上述の認定試験機関の資格停止の影響等により、更新のための試験が期日までに完了できないなどの問題が生じている。多くの認定試験機関で、未だに、業務停止解除の目途は立っておらず、技術規格改定時の移行期間の設定についても、抜本的な解決が必要であることから、引き続きインド政府に対して、本制度の改善の申し入れを継続していく。

サービス貿易

外資規制等

***本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。**

<措置の概要>

2010年3月、商工省産業政策促進局（The Department of Industrial Policy and Promotion, DIPP）は、外国企業による対内直接投資に関する政策を統合した新たな統合版FDI政策（CONSOLIDATED FDI POLICY）を公表した（2013年4月5日付けで改正）。この統合版FDI政策は、ネガティブリストにより、外国直接投資が禁止・規制されている業種・形態、出資比率の上限がある

業種、外国投資促進委員会 (Foreign Investment Promotion Board, FIPB) の個別認可が必要な業種などを規定しており、外国直接投資が禁止されている業種には、民間企業に開放されていない原子力・鉄道、不動産業又は農家の建設、宝くじ・カジノを含む賭博、タバコの製造等の 8 項目が挙げられていた。

2014 年 5 月、総選挙による政権交代に伴い与党となったインド人民党 (BJP、ナレンドラ・モディ首相) は特定セクターにおいて外資出資規制の緩和を実施した。同年 8 月には、防衛分野における外資出資比率上限を現行の 26% から 49% に引き上げること並びに PPP で実施する高速鉄道、都市近郊鉄道回廊及び指定貨物鉄道事業における外資出資比率上限を 100% に引き上げること、また 10 月には、外資の不動産業・建設業への投資に際しての要件を緩和。投資可能物件の最低規模 (面積) を 5 万平方メートルから 2 万平方メートルに引き下げることなどを閣議決定した。

以下金融、流通分野等における外資規制について概観する。

① 金融

(a) 銀行

民間銀行業の外資規制の緩和については、外国銀行が①本国の所管官庁の管轄下にあること、②中央銀行であるインド準備銀行 (RBI) の認可基準をクリアしていることを条件に、100% 出資子会社設立が可能となった。これらの点については、統合版 FDI 政策上でも規定されている。一方、国内民間銀行における外国人投資家の議決権保有比率を上限 10% と規定している現行の銀行規制法については、2012 年 12 月、同比率を 26% に引き上げる同法改正案が議会で承認された。ノンバンクについては、従来 100% までの出資が認められていたのは、指定された商業銀行であるマーチャント・バンクや住宅金融など 18 業種であったが、2016 年 10 月以降、「その他金融サービス (Other Financial Services)」にまで対象が拡大した。ただし、出資比率に応じて最低資本金額が規定されており、この場合も、RBI のガイドラインに従うことが条件となっている。

2011 年 8 月に日印経済連携協定 (EPA) が発効し、金融分野での成果として、インド国内における外国銀行の支店設置については、年間 20 店舗までの数量制限が存在する中、邦銀の支店設置について、4 年間で 10 店舗まで支店設置申請に対して前向きな考慮を払うとの特別な取扱いを獲得したものの、支店設置には依然として当局の許認可に時間を要している。

なお、2013 年 11 月に RBI は、子会社を持つ外国銀行に対し、国内銀行と類似の規制上の取扱いを認めることにより支店から子会社形態への転換を促す施策を公表している。

(b) 保険

保険分野では、モディ政権発足後の 2014 年 7 月、保険セクターへの外資出資比率の上限を 26% から 49% に引き上げる法案が閣議決定された。野党の反対により、2014 年の予算国会及び冬期国会では法案審議に至らなかったため、同年 12 月末、政府は暫定的な措置として大統領令を公布して外国出資比率の引き上げを実施した。2015 年 3 月には保険法改正法案のが国会で可決され、49% までの外資出資が可能となった。

② 流通

2012 年の外資規制の緩和により、単一ブランドの小売業への外資参入は、条件つきで、それまでの 51% から 100% まで可能となった (2012 年 1 月施行)。その後のマルチブランドの小売業に対する規制緩和にあわせて、追加の規制緩和が行われた。規制緩和の主な条件は以下のとおり。

- ・販売する製品は「単一ブランド」に限る。
- ・外資の比率が 51% を超える場合には、店舗設立後 5 年間はその製品調達額の平均 3 割をインド国内の中小規模産業、村落などから調達することが努力目標。

更に、最先端の技術 (“state-of-the-art” または cutting-edged”) でインド国内では調達できない商品については、1 号店開業から 3 年間は上記目標を免除し、4 年目から適用するとした (2016 年 6 月施行)。

一方、外資参入が禁止されていたマルチブラン

ドの小売業に関しては、条件付きで 51%まで緩和され（2012 年 9 月施行）、その後さらなる追加規制緩和が閣議決定された（2013 年 8 月）が、規制緩和には以下のような条件があり、実態上の参入障壁となっている。

- ・最低投資額は 1 億米ドル。
- ・最初の投資から 3 年以内に、初期投資額の最低 50%を土地の購入や賃貸費用以外のインフラ整備（製造、包装、流通、倉庫の整備などのバックエンドインフラ）に投資。
- ・製品調達額の 30%をインド国内の小規模産業（建物・設備への投資額が 200 万米ドル以下）から調達。この目標は、初めの 5 年間は製品調達総額の平均で達成すればよいが、その後は 1 年ごとに達成する。
- ・規制緩和に賛同した州のみに適用（2013 年 12 月時点では 11 州が規制受け入れを表明済み）。

<懸念点>

WTO 協定には、投資に関する一般的なルールは未だ整備されていないが、サービス貿易に関しては GATS が既に存在し、投資を通じたサービス貿易提供も規律している。上記の様々な外資規制は、インドの GATS 上の約束に反しないため WTO 協定違反となるものではないが、WTO 及び GATS の精神に照らして、引き続き自由化に向けた取組が行われることが望まれる。

<最近の動き>

2014 年 5 月の選挙で与党となったインド人民党 (BJP) は、選挙公約時点で総合小売業に対する外資規制の緩和には慎重な立場を表明しており、新政権発足後も、商工大臣があらためて総合小売業への外資規制の緩和に反対である旨を表明している。その後 2016 年 6 月、10 月に上述の規制緩和の動きは見られたが、我が国は、引き続き外資制限強化に関する法律改正の動向等を注視するとともに、二国間政策対話等により、これら外資制限の緩和を働きかけているところである。

知的財産

医薬品等の特許保護

<措置の概要>

TRIPS 協定は、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性のあるすべての技術分野の発明（物であるか方法であるかを問わない）について特許が与えられると定めているが（第 27 条 1 項）、開発途上国等で、医薬品やその他の化学物質などに関わる発明を特許として認める物質特許制度を持たない国については、当制度の導入まで TRIPS 協定発効後 10 年間の経過期間が認められていた（第 65 条 4 項）。

インドは 1970 年特許法においては医薬品等の物質特許を認めていなかったが、2005 年 1 月の履行期限（経過期間満了）を控えた 2004 年 12 月に、物質特許制度の導入を含む 2004 年改正特許法（大統領令）を公布した。その後、議会において 2005 年改正法（第 3 次）が審議・採択され、2005 年 4 月に公布、一部の条文を除き同年 1 月から有効なものとして遡及的に施行された。2005 年改正法のポイントは、①物質特許制度の導入（インド特許法第 5 条削除）、②医薬物質の定義導入（同第 2 条 (ta)）、③排他的販売権 (EMR) 規定（同第 24 条 A～F）の削除、④メールボックス出願に関わる特許権者等の権利制限（同第 11 条 A(7)）、⑤一定の例外状況下における医薬品の輸出に対する強制実施権（製造及び輸出）の導入（第 92 条 A）等である。

2005 年改正法の施行以降、医薬品関連発明に特許が与えられるようになった。しかしながら、主要国で特許になった医薬品関連発明が、インドでは「既知の物質について何らかの新規な形態の単なる発見であって当該物質の既知の効能の増大にならないもの」等を「発明でないもの」として特許の対象から除外する特許法第 3 条 (d) に基づき拒絶される事例が見られる。

また、医薬品関連発明に対して強制実施権を発動する動きが見られる。2012 年 3 月、インド特許意匠商標総局は、国内の後発医薬品メーカーの申請に基づき、外国医薬品メーカーが所有する医薬

品関連特許に強制実施権を設定した。本強制実施権の設定に関しては、2012年5月、当該外国医薬品メーカーがインド特許意匠商標総局の決定を不服として、知的財産控訴委員会に審判の請求を行っていたが、2013年3月に棄却された。同年5月、当該外国医薬品メーカーはムンバイ高裁に提訴したが、2014年7月に請求が棄却された。それに対し、最高裁に特別許可申請がなされたが、2014年12月に却下されている。なお、その他に行われた強制実施権の設定の申請に関しては、インド特許意匠商標総局によって却下されている。

<国際ルール上の問題点>

物質特許制度を導入し、TRIPS 協定上の義務が履行されたことは評価できる。しかしながら、インド特許法第3条(d)について、当条項は化学物質や医薬品の技術分野に対してより厳しい特許性の判断基準を設けるものであるとして、技術分野による差別を禁じる TRIPS 協定第27条1項に整合していない可能性がある。

<最近の動き>

インド商工省が設置した委員会「Technical Expert Group on Patent Law Issues (議長: Mashelkar 氏)」のレポート (Mashekar Report) のリバイス版が2009年3月に発表されたが、その中では、上記問題のインド特許法第3条(d)の TRIPS 協定 (第27条) との整合性について、上記

委員会は本件を審査する権限が付与されていないとして、結論は出されていない。そのような中で、2013年4月、インド最高裁は、外国医薬品メーカーの抗がん剤に関する特許出願について、特許法第3条(d)に基づき特許すべきではないとの判断を下した。本件は、特許法第3条(d)に対してインド司法の最高機関が初めて下す解釈であったところ、今後の特許審査及び裁判における運用について、引き続き注視していく必要がある。なお、インド特許法第3条(d)については、その規定の不明確さについても問題として指摘がされているところ、我が国は、2011年10月の対インド貿易政策検討制度 (TPR) 会合において、インド特許法第3条(d)の解釈について質問を行った。

強制実施権の制度・運用についても我が国産業界から透明性の向上等の要望があるところ、これら医薬品特許に関するインドの制度・運用に対する理解を深めるべく、特許庁は、2015年6月、デリー高等裁判所上級法廷弁護士を招いて、インド知的財産制度に関するセミナー等を開催した。2016年5月には、インド最高裁長官を招き、東京、広島、京都でインド知的財産制度に関するセミナーを開催し、強制実施権が認められるかについては、厳格な条件の下、商事裁判所で適切な審議を行っている旨の紹介がなされた。今後も、パリ条約や TRIPS 協定等の国際ルールとの整合性の観点も含めて、注視していく必要がある。